

1. 許可業者名簿について

1 許可業者名簿について

この名簿は、令和3年4月1日現在において「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」の第14条第1項（産業廃棄物収集運搬業の許可）、第14条第6項（産業廃棄物処分業の許可）、第14条の4第1項（特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可）、第14条の4第6項の（特別管理産業廃棄物処分業の許可）の規定により、青森市長の許可を受けている者について作成したものです。

※平成23年4月1日施行の法改正により、青森県の収集運搬業の許可があれば、青森市内でも収集運搬業が行なえる許可制度になりました。（ただし、次の例外を除きます。）

（許可の合理化の例外：青森市長が許可を行なうケース）

- ・青森市内で積替え保管を行なう場合
- ・青森市内のみで業を行なう場合

青森県知事の許可名簿（青森県ホームページに掲載）もご参考ください。

2 許可業者名簿の注意事項

「許可期限」欄

名簿中で許可期限が令和3年3月31日以前のもものは、法第14条第3項、同条第8項、法第14条の4第3項又は同条第8項の規定により、許可の有効期間の満了の日までに許可の更新の申請がなされているために、従前の許可の効力を未だ有していることを意味します。

「取扱う産業廃棄物の種類」欄

- 処理業者が取り扱うことができる（特別管理）産業廃棄物は、その種類の欄に「○」印で表示しています。ただし、収集運搬業について、積替え・保管を行うこととして許可を受けている場合は「◎」印で表示しています。
- この名簿では、許可内容の詳細を掲載しておりませんので、産業廃棄物の処理を委託する際は、当該事業者の許可証（原本）を必ず確認してください。（例えば、「廃油」が表示されている場合であっても、「タールピッチ類を除く。」や「廃溶剤に限る。」等の限定が付されている場合や、石綿含有産業廃棄物を取り扱うことが出来ない場合、水銀使用製品産業廃棄物が表示されている場合であっても「廃蛍光管に限る。」等の限定なされている場合があります。）
- この処理業者名簿の作成後、新規に許可を受けている場合、若しくは事業範囲変更許可を受け、取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類が追加されている場合等がありますので、注意してください。

○特別管理産業廃棄物の特定有害産業廃棄物については、次のとおり略称を使用しています。

名簿中の表示	有害物質名	名簿中の表示	有害物質名	名簿中の表示	有害物質名
水 銀	水銀又はその化合物	テ ト ラ	テトラクロロエチレン	チ ウ ラ ム	テトラメチルチウラムジスルフィド (チウラム)
カドミウム	カドミウム又はその化合物	ジ ク ロ ロ	ジクロロメタン	シ マ ジ ン	2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン (シマジン)
鉛	鉛又はその化合物	四 塩 化 炭 素	四塩化炭素	チ オ ベ ン	S-4-クロロベンジル=N, N-ジエチルチオカルバマート (チオベンカルブ)
有 機 燐	有機燐化合物	I II	1, 2-ジクロロエタン	ベ ン ゼ ン	ベンゼン
六 価 ク ロ ム	六価クロム化合物	I I	1, 1-ジクロロエチレン	セ レ ン	セレン又はその化合物
砒 素	砒素又はその化合物	シ ス I	シス-1, 2-ジクロロエチレン	D X N	ダイオキシン類
シ ア ン	シアン化合物	I I I	1, 1, 1-トリクロロエタン	ジ オ キ サ ン	1, 4-ジオキサン
P C B	ポリ塩化ビフェニル	I I II	1, 1, 2-トリクロロエタン		
ト リ	トリクロロエチレン	I III	1, 3-ジクロロプロペン		

なお、処理業者名簿で不明な点等がありましたら、下記までお問い合わせください。

青森市環境部廃棄物対策課

TEL : 017-718-1086 FAX : 017-718-1166

e-mail : haikibutsu-taisaku@city.aomori.aomori.jp